

令和7年度神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 実践研修 募集案内

【申込期間】

令和7年8月8日(金)～8月25日(月) 15時

【研修プログラム】

講義の動画視聴(eラーニング) + 事前課題 + 演習(2日)

【講義】

指定の期間に動画視聴(受講決定時に通知いたします。)

【演習日】

演習コース	開催年月日	会場	定員
KJ1コース	令和7年10月23日(木)、24日(金)	神奈川県社会福祉センター 住所:横浜市神奈川区反町3-17-2	各72人
KJ2コース	令和7年11月18日(火)、19日(水)		
KJ3コース	令和7年12月3日(水)、4日(木)		

※演習1日目の受講前に、eラーニングによる講義(動画視聴)があります。

カリキュラム、申込方法等の詳細については、以下、募集要領にてご確認ください。

(令和7年度神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修 募集要領目次)

内容	ページ
1 目的	p 2
2 指定研修事業者	
3 研修課程と募集定員	
4 受講資格(研修対象者)	
5 研修カリキュラム	p 3
6 研修の実施方式、コース日程及び会場	
7 受講料	p 4
8 受講の選考について	
9 申込について	p 5
10 受講者の決定及び通知	p 6
11 事前課題	
12 本人確認	
13 効果測定	
14 修了証書	
15 個人情報の取り扱い	p 7
16 その他留意事項	
17 問合せ先	p 8
18 会場案内図	
(別添)受講資格フローチャート	p 9
サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務経験要件	
(別紙1)「4 受講資格」において(イ)に該当する方の提出書類参考例	

令和7年度神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 実践研修 募集要領 [KJ1・KJ2・KJ3コース]

本研修は、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会が、神奈川県からの指定を受け、神奈川県が定めた「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」に基づいて実施するものです。

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

2 指定研修事業者 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会（指定番号：001）

3 研修課程と募集定員

研修課程：サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 実践研修

募集定員：216名（1コース72名 計3コース）

4 受講資格（研修対象者）

今回の募集については、次の（ア）から（ウ）に該当する方を対象とする。（p9 フローチャート」参照）

（ア）サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修課程（基礎研修、補足研修）を修了後、実践研修受講開始前5年間に2年以上かつ360日以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある者で、指定障害福祉サービス事業所等において、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの

（イ）基礎研修受講開始日において実務経験を満たしている者であり、基礎研修課程を修了後、実践研修受講開始日前までに6ヵ月以上の個別支援計画（原案）作成の業務に従事した者で、指定障害福祉サービス事業所等において、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの

（ウ）サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者告示に定める期間内にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修の修了者とならなかった者で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの。この場合にあっては、相談支援の業務又は直接支援業務の従事者であることは要しない。

【留意事項】

ア 基礎研修課程を修了とは「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修」及び「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者補足研修（相談支援従事者初任者研修講義部分）」のいずれも修了すること。両研修のどちらか遅い修了日が基礎研修課程の修了日の起算日となる。

イ 実践研修受講開始日は、令和7年10月9日とする。

ウ 上記イのにより、下記の期日までに修了したもの。

受講資格（ア）の場合は、基礎研修課程（基礎研修、補足研修）を令和5年10月8日まで

受講資格（イ）の場合は、基礎研修を令和7年4月8日まで

エ 受講資格（イ）の場合は、指定権者に提出する届出書の写しの添付が必須です。添付がない場合は、受講資格（イ）の対象外となる場合がございますのでご注意ください。

オ 実務経験を見込みで記載の場合で状況に変化があった際は、受講対象外になる場合がございますので、研修事業者に必ずお申し出ください。

5 研修カリキュラム

神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領に基づき、「サービス管理責任者研修事業の実施について」(平成18年8月30日障発0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別添「サービス管理責任者研修事業実施要綱」で定める「サービス管理責任者実践研修」及び「児童発達支援管理責任者実践研修」の標準カリキュラムにより実施します。

※事前に e ラーニングによる講義視聴、演習に向けた事前課題後、集合研修での演習を実施。

【標準カリキュラム】※サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修は同一カリキュラムになります。

	科目名	時間数
1	障害福祉等の制度に関する講義	1 時間
2	サービス提供に関する講義及び演習 ・モニタリングの方法 ・個別支援会議の運営方法	6.5 時間
3	人材育成の手法に関する講義及び演習 ・サービス提供職員への助言・指導について ・OJTとしての事例検討会の進め方	3.5 時間
4	多職種及び地域連携に関する講義及び演習 ・サービス担当者会議等におけるサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の役割 ・自立支援協議会を活用した地域課題の解決に向けた取り組み ・サービス担当者会議と自立支援協議会の活用についてのまとめ	3.5 時間
合計		14.5 時間

6 研修の実施方式、コース日程及び会場

(1) 講義動画の実施方法等

カリキュラムに基づく講義の一部(3時間程度を予定)は、指定する e ラーニングサイトにおいて配信する講義映像です。受講者は各自可能な環境下において、演習日の初日までに視聴を完了します。講義の視聴と演習日の受講を逆転することはできません。

動画の配信期間は、演習日より前の2週間程度の期間とします。詳細の期日は受講決定通知にてご案内いたします。

動画の視聴には通信料が発生します。スマートフォンでの視聴を避けるなど、通信制限がかからない環境下での視聴を推奨いたします。通信料は受講者自身でご負担ください。

なお、動画の全部または一部について、録画・録音・複製・使用・第三者への配布(動画視聴のためのID、パスワードを第三者に提供することを含む)を禁止します。

(2) 演習のコース日程及び会場

コース	演習開催年月日	時間(予定)	会場	定員
KJ1	令和7年 10月23日(木)、24日(金)	〈1日目〉9:30~18:40 〈2日目〉9:30~17:40	神奈川県社会福祉 センター	各72人
KJ2	11月18日(火)、19日(水)			
KJ3	12月3日(水)、4日(木)			

【留意事項】申し込み時、演習日の希望コース(KJ1・KJ2・KJ3コースより1コース)を選択いただきますが、定員や申し込み状況にあわせて事務局で調整します。

希望コースとならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

なお、受講決定後のコースの変更もできません。

7 受講料

受講料 : 31,000円 (税込)

※受講料の振込方法は受講決定通知に同封して送付します。

※納付済の受講料については、いかなる理由があっても返金できませんのでご注意ください。

※受講料の振込手数料・会場までの交通費その他については受講者負担にてお願いします。

8 受講の選考について

受講申込者が定員を超えた場合は、「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」の「神奈川県サービス管理責任者等研修受講者選考基準 (実践研修)」に基づき受講者を決定します。

神奈川県サービス管理責任者等研修受講者選考基準 (実践研修)

神奈川県サービス管理責任者等研修の受講決定について、受講申込者数が定員を超過する場合は、研修ごとに次の選考基準Ⅰから順に受講決定を行うこと。

なお、選考について、事情を勘案する必要があると認められる場合は、神奈川県と協議の上、決定すること。

〈選考基準〉

基準Ⅰ : 先に県内の事業所にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置 (予定) の受講申込者

基準Ⅱ : 法人 (※1) からの受講申込者

基準Ⅲ : 配置予定状況により、次の優先順位で受講決定する。

- ① サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者が未配置の事業所等に、研修修了後、直ぐに、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置される予定の者
- ② やむを得ない事由によるみなし配置 (※2) でサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置されている (予定) の者で、当該回に受講しなければ人員基準を満たせなくなる者
- ③ 当該研修修了後に新規指定事業所又は既存事業所のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置される予定の者で、当該回に受講しなければ人員基準を満たせなくなる者
- ④ 人員基準の規定により複数のサービス管理責任者の配置が義務付けられている事業所において基礎研修課程修了者を配置している者
- ⑤ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置、交代が必要になった場合に備え、資格者を用意する者
- ⑥ 配置予定はなし

基準Ⅳ : サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者「基礎研修課程」の修了日が早い者

※1 サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の配置が必要とされる事業所を運営する (予定) の法人のことをいう。

※2 事業所の責に帰さないやむを得ない事由によりサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が欠如し、かつ当該事業所にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者を直ちに配置することが困難であり、実務経験要件を満たす者を配置することを指定権者である自治体が認めた場合

- ・上記選考基準により選考を行った上で、同法人内での優先順位を考慮します。よって選考の優先順位と法人からの優先順位は必ずしも一致しません。

9 申込について

(1) 申込方法

申込みにあたっては、本会福祉研修センターの研修管理システム(以下、研修管理システム)に事前登録が必要です。登録承認まで時間を要する場合がありますので、計画的にご登録ください。登録及び研修申込は、本会福祉研修センターホームページ(<https://www.kfkc.jp/>)よりお申し込みください。既にご登録いただいている場合は、申込期間中に研修管理システムにログインしていただきお申し込みください。なお、登録は、募集開始前でも登録申請可能です。

ア 法人(「8 受講の選考基準」の※1を参照)一括申込の場合は、**団体の登録**を行って頂き、申込フォームより法人でまとめてお申し込みください。なお、必ず取り纏め担当者を設けてください。

イ 個人申込の場合は、**個人(法定研修)の登録**を行って頂き、申込フォームよりお申し込みください。

※登録だけでは受講申込になりませんのでご注意ください。

※電話・FAX・メール・郵送による申込はできません。

(2) 添付書類

申込みにあたって、下記修了証書の写しを提出していただきます。申込フォームに添付をしてください。

[全ての申込み者(共通)]

① サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修「基礎研修」の修了証の写し

② サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修「補足研修」(相談支援専門員初任者研修講義部分)の修了証書の写し

[「4 受講資格」において(イ)に該当する方のみ]

・指定権者に提出する実務経験短縮にかかる届出書の写し(別紙1参照)

※詳細については、募集要領「17 問合せ先」の(2)サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務経験や配置に関する問合せ先に掲載の指定権者にお問合せください。

(3) 申込期限 令和7年8月25日(月) 15時

【留意事項】

※**個人で申込の場合、選考基準での優先順位は下がります(法人からの申込者が優先されます)のでご注意ください。**なお、選考にあたっては、「8 受講の選考について」をご参照ください。

※修了証書を紛失し、修了証書に記載された項目が不明の場合は、修了証書の交付を受けた研修事業者(研修事業者が不明の場合は、研修を受講した都道府県)に照会し、「研修修了証明書」等の交付を受けて確認してください。指定研修事業者によって、交付を受けるための手続きに一定の期間を要することもありますので、申込期限を勘案し、余裕を持って手続きを行ってください。

なお、手続きに時間を要したことによって申込期限が過ぎた場合も、申込を受け付けることはできませんのでご注意ください。

※実務経験証明書を添付する必要はありません。

10 受講者の決定及び通知

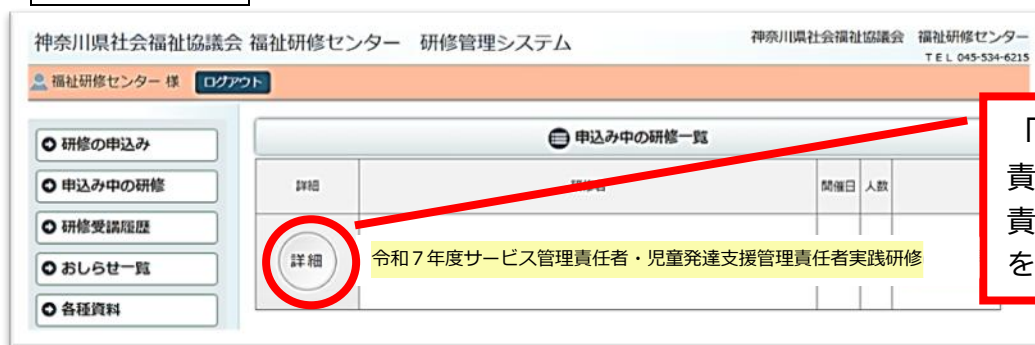
- (1) 受講者は申込み内容を審査の上で決定し、下記期日までに研修管理システムに受講決定通知または受講不可通知を掲載いたします。研修管理システムにログインしていただき、申し込み中の研修から確認をお願いします。

受講可否通知掲載予定日：令和7年9月17日(水)

掲載場所：研修管理システム (<https://www.shakyo-kensyu.jp/kanagawa/login.php>)

[受講決定通知確認画面]

画面左の「ログイン」を選択し、貴施設・事業所又は個人の【ログイン ID】【パスワード】を入力し、ログイン。
「申し込み中の研修」を選択し、該当研修名の「詳細」をクリック。



詳細を選択すると受講決定通知または受講不可通知が確認できます。

- (2) 期日までの申込み内容により、受講者を決定するため、同一法人であっても受講決定後の受講者の変更は認められません。
- (3) 受講可の方については、郵送にて請求書等を研修管理システムの登録先住所に送付いたします。受講可否通知掲載予定日より1週間経過しても通知が届かない場合は研修事務局（神奈川県社会福祉協議会）にお問い合わせください。

11 事前課題

本研修では、演習の初日までに事前課題があります。事前課題の詳細は受講決定時にご案内するとともに、所定のeラーニングサイト及び「神奈川県社会福祉協議会福祉研修センター」ホームページにてご案内いたします。

12 本人確認

受講決定者には、公的機関発行の証明書による本人確認証明書をご提出いただく他、演習日程中に本人確認を行いますので、本人確認のできる公的証明書を、必ずご持参ください。詳細については受講決定通知に併せてお知らせします。

13 効果測定

講義（動画視聴）時に簡易テストを、演習時には理解度を確認する効果測定をそれぞれ行います。

14 修了証書

研修カリキュラムを全て修了（eラーニングによる講義動画の視聴、事前課題、演習日程の参加）したと認められる者に、原則、研修最終日の研修終了後に修了証書を交付します。

(1) 実践研修の修了証書名

実践研修修了証書の研修名は、原則、基礎研修修了証書に記載の研修名と同一となります。

- (例)・基礎研修が「サービス管理責任者 基礎研修」の場合、実践研修は「サービス管理責任者 実践研修」となる。
- ・基礎研修が「児童発達支援管理責任者 基礎研修」の場合、実践研修は「児童発達支援管理責任者実践研修」となる。

(2) 次に該当する場合には、修了証書は交付しないことがあります。

【講義】

- ア 講義（動画視聴）を受講した者が次のことに該当した場合
講義終了後の簡易テストの回答を提出していない場合
- イ 講義を受講した者が次のいずれかに該当した場合
 - (ア) 遅刻、早退をした場合
 - (イ) 著しく受講態度が悪く（私語、居眠り、携帯電話の使用等）、繰り返し注意されていた場合
 - (ウ) 講義終了後の簡易テストの回答を提出していない場合

【演習に出席した者が次のいずれかに該当した場合】

- ア 遅刻、早退をした場合
- イ 著しく受講態度が悪く（私語、居眠り、携帯電話の使用等）、繰り返し注意されていた場合
- ウ 事前課題を提出していない場合

1 5 個人情報の取り扱い

申込に係る個人情報については、本会個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に基づき適正な管理を行い、当該研修及び研修修了証交付業務の他、研修受講決定の調整に必要な場合は、神奈川県並びに神奈川県指定の研修実施機関に受講者情報の一部を提供することもあります。また、研修終了後には修了者名簿に記載し神奈川県へ報告いたします。

1 6 その他留意事項

○受講決定者は全日程を受講する必要があります。「1 4 修了証書」に記載しているように、遅刻や早退、著しく受講態度が悪い（私語、居眠り、携帯電話や許可のないPCなどの使用等）、決められた期日までに事前課題を提出しないなどがある場合は修了証書を交付できませんのでご注意ください。

○演習会場等への来場の際は、通勤時間帯による混雑や天候等を考慮の上、ご来場ください。

○自然災害（台風等）及び事故等が発生した場合、開講が危ぶまれる時には、研修前日から当日の午前8時頃迄に、神奈川県社会福祉協議会福祉研修センターホームページ（<https://www.kfkc.jp/>）において段階的にご案内いたしますのでご確認ください。

○受講申込内容に不備が見られた場合は、受講見送りとさせていただきますのでご注意ください。

○また、虚偽の内容により申込みをした場合は、修了証書交付後であっても、修了の取消し等の措置をとることがあります。

1 7 問合せ先

(1) 申込み等に関する問合せ先

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会（指定番号：001） かながわ福祉人材研修センター 福祉研修センター 〒221-0825 横浜市神奈川区反町3-17-2 県社会福祉センター内 電話045-534-6215 FAX045-313-0737
--

(2) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務経験や配置に関する問合せ先

事業所 所在地	問合せ先
横浜市	(障害者) 横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課 Eメール : kf-syositei●city.yokohama.lg.jp (障害児) 横浜市子ども青少年局子ども福祉保健部障害児福祉保健課 Eメール : kd-syogaijitsusyo●city.yokohama.lg.jp ※メール作成時は上記の●を@に変更して送信してください
川崎市	川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課 TEL : 044-200-2927 FAX : 044-200-3932 Eメール : 40sidou●city.kawasaki.jp ※メール作成時は上記の●を@に変更して送信してください
相模原市	相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部福祉基盤課 TEL : 042-769-1394
横須賀市	横須賀市民生局福祉子ども部指導監査課 TEL : 046-822-8411 Eメール : shidokansa-shogai●city.yokosuka.kanagawa.jp ※問合せは原則 Eメールでお願いします ※メール作成時は上記の●を@に変更して送信してください
上記以外の神奈川県内の市町村	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 TEL : 045-210-4717・4732

※研修申込の実務経験記載欄は配置にあたっての実務経験を証明するものではありません。

実務経験として該当するか否かは事業所を所管する県・指定都市又は中核都市にご確認ください。

(3) 「実践研修」を担当する神奈川県指定研修事業者(本会除く)の問い合わせ先

	研修事業者/連絡先/ホームページ
1	公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 (指定番号 : 002) TEL : 045-210-0788 URL : https://www.kanafuku.jp/
2	特定非営利活動法人シーガル研修・研究機構 (指定番号 : 004) TEL : 046-240-1961 URL : https://www.stro.or.jp/
3	合同会社中川 東北福祉カレッジ (指定番号 : 005) URL : https://tohoku-fukushi.com/

(4) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者「補足研修」「更新研修」に関する問合せ先

	研修事業者/連絡先/ホームページ
1	特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク (指定番号 : 003) TEL : 046-206-7265 URL : https://www.kcn.or.jp/
2	合同会社中川 東北福祉カレッジ (指定番号 : 005) URL : https://tohoku-fukushi.com/

18 会場案内図

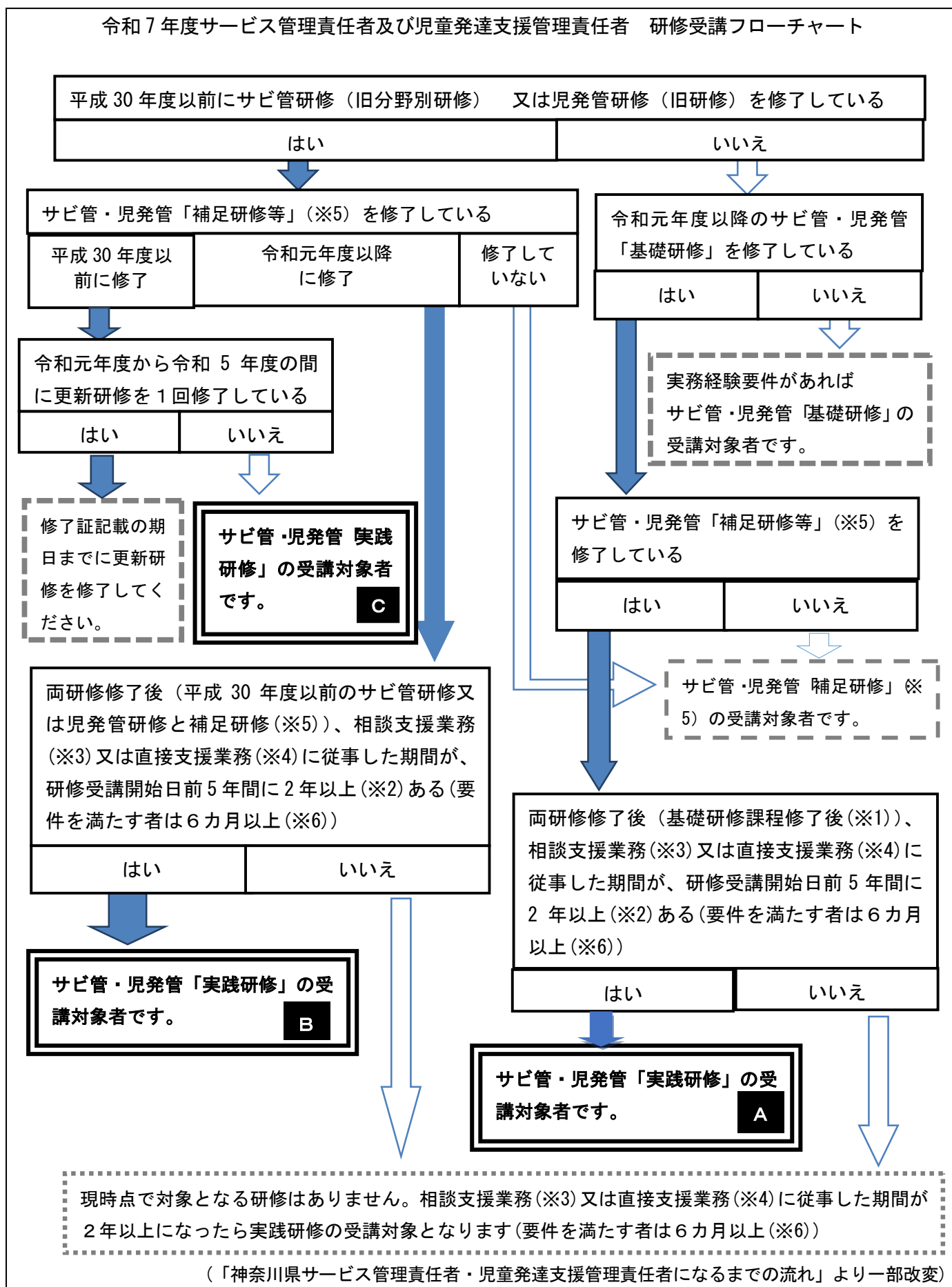
KJ1、KJ2、KJ3コース 演習会場
神奈川県社会福祉センター 3階
住所 : 横浜市神奈川区反町3-17-2

- ✳東急東横線反町駅 1分
- ✳京浜急行本線神奈川駅 7分
- ✳京浜東北線・横浜線東神奈川駅 12分



(別添) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修 受講資格について

令和7年度サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者 研修受講フローチャート



サビ管・児発管「実践研修」の受講対象者

A 基礎研修課程(※1)を修了後、実践研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業所等において通算して2年以上(※2)、相談支援の業務(※3)又は直接支援の業務(※4)に従事した者(要件を満たす者は6カ月以上(※6))

B 平成31年4月1日までにサービス管理責任者研修(旧分野別研修)又は児童発達支援管理責任者研修を修了した者であって、同日以後にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者補足研修等の修了者となった者(Aに定める相談支援又は直接支援の業務に従事した者に限る)

※サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修と補足研修はどちらを先に受講するかは問わない

C 平成30年度以前にサービス管理責任者研修(旧分野別研修)又は児童発達支援管理責任者研修(旧研修)を修了し、平成30年度以前にサビ管・児発管「補足研修」(※5)を修了している者

※1 基礎研修課程を修了とは

「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修」及び「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者補足研修(相談支援従事者初任者研修講義部分)」のいずれも修了すること

※2 2年以上とは

業務に従事した期間が2年以上であり、かつ実際に従事した日数が1年あたり180日以上であること

※3 相談支援の業務とは

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

(児発管の場合は児童への相談、助言、指導その他の支援業務も含む)

※4 直接支援の業務とは

身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という)を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

(児発管の場合は児童への介護、訓練等の業務も含む)

※5 補足研修とは

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者補足研修(相談支援従事者初任者研修講義部分)のこと(本県では、特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク(県指定)、合同会社中川 東北福祉カレッジ(県指定)が実施しています。)

※6 要件を満たすものは6カ月以上

令和5年6月30日の告示改正により、実践研修受講に必要な実務経験が以下の要件をすべて満たす場合は、例外的に「6ヶ月以上」とする扱いとなりました。

要件1：基礎研修受講開始時において既に実務経験を満たしている。

要件2：実践研修を受講するための実務経験(OJT)として障害福祉サービス事業所等において、障害福祉サービスに係る個別支援計画作成の業務に従事する。

要件3：上記について、指定権者に届け出ている。

※要件を満たした場合はOJT6ヶ月以上に短縮できますが、原則2年間です。